

基 発 1201 第 7 号
令和 3 年 12 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正
について

標記について、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 188 号）が令和 3 年 12 月 1 日に公布されたこと等を踏まえ、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 3 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱等を別添のとおり改めることとしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。